

《勝浦市通勤通学者特急券購入費補助金 Q&A》

令和8年4月1日版

本事業において、「事業所」とは、通常業務を行う主たる勤務先※、「通勤」とは、勤務のために自宅と事業所を往復することを言います。
※主たる勤務先とは1か月の勤務時間が最も長い、所属の事業所一カ所

Q1.補助対象経費が1万円未満でした、申請できますか？

A.同月中に乗車した特急券の購入金額の合計が1万円に満たない場合は、交付の対象外となります。

Q2.申請期限はいつまでですか？

A.申請期限は乗車日の属する月の翌月から起算して3ヶ月を経過した月の末日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日となります。期限を過ぎた場合は、交付の対象外となります。
補助金の申請期限の表をご参考にしてください。

Q3.申請金額を誤って記載をしてしまったのですが、修正は可能ですか？

A.請求書を兼ねた申請書となっていますので、金額部分についての訂正はできません。
ただし、金額を含まない軽微な申請は受付できる場合がありますが、申請書類を確認してからの判断となりますのでご了承ください。

Q4.「事業所への雇用等を証する書類（第3号様式）」は毎月必要ですか？

A.令和8年4月乗車分から、年度初回申請時に提出してください。
雇用形態に変更があった場合、または、年度が変わる際には再提出となります。
なお、事業所に確認させていただく場合がございますので、証明欄は必ず担当者名まで全てをご記入ください。

Q5.会社から特急券の購入費の一部が支給されますが、補助対象者に該当しますか？

A.補助対象者に該当しません。

Q6.申請期限内であれば、複数の月分をまとめて同じ日に申請できますか？

A.申請できます。ただし、申請書類は複数月分を1枚に合算せず、各月ごとに記載した申請書類を提出してください。

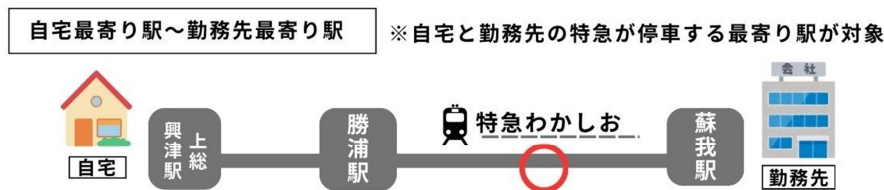
Q7.自宅の最寄り駅ではない駅から特急に乗ったのですが、申請できますか？

A.補助金の交付対象となるのは原則、自宅の最寄りの駅から勤務先又は学校の最寄りの駅までとなります。

通勤通学時間の都合上、自宅の最寄り駅に停車しない「特急わかしお」に乗車する場合に限り、乗車可能な最寄り駅を対象といたします。

例：自宅の最寄り駅が「上総興津駅」、勤務先の最寄り駅が「蘇我駅」の場合、「特急わかしお4号」は勝浦駅発であるため、「勝浦駅」から乗車した場合、「勝浦」～「蘇我」間が補助対象となります。

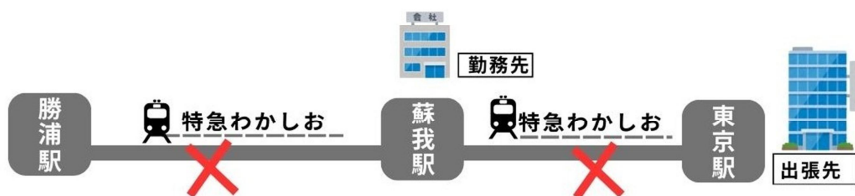
なお、原則、勝浦市内の駅以外の駅からの乗車については、補助対象外となりますので、ご注意ください。



Q8.出張で通常勤務している勤務先の最寄り駅ではない駅まで特急に乗ったのですが、申請できますか？

A.通常の通勤を行う主たる勤務先までの特急券購入費補助となりますので、通常とは異なる勤務先や自己都合での乗車区間の変更は補助対象外となります。

出張先等への勤務の場合



Q9.勤務先等から帰宅時に所用等があり、途中の駅で降車した場合、補助対象となりますか？

A.補助金の交付対象となるのは、原則、自宅の最寄りの駅から通常の勤務先又は学校の最寄りの駅までの通勤・通学となりますので、所用等による途中下車は対象外となります。



Q10. 通常の勤務として乗車している区間が「勝浦駅」～「蘇我駅」ですが、乗車した特急列車の終着駅が自宅の最寄り駅の「勝浦駅」ではなく「上総一ノ宮駅」の場合、補助対象となりますか。また、その場合の乗車明細書はどのように書きますか？

A.終着駅が「上総一ノ宮駅」の特急列車場合には補助対象となります。ただし、茂原駅以北の鉄道駅との区間に限ります。

申請書への記入方法については別紙「記載例」(第2号様式)をご確認ください。

なお、終着駅が「上総一ノ宮駅」となっている特急わかしおは、下記の通りです。(2026年3月時点)

平日：特急わかしお11号、17号、21号

土曜日：特急わかしお11号



Q11.通常の勤務先に出勤せずに別の社屋(本社、支店等)に出社する場合、特急列車の乗車区間が変わりますが、対象となりますか。

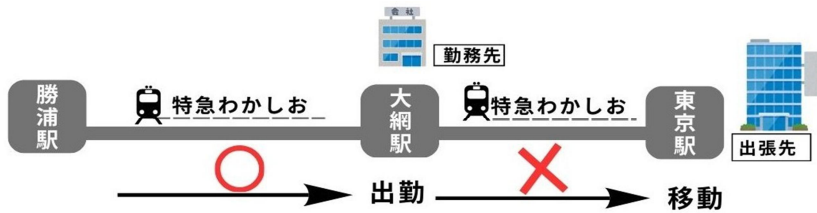
A.令和8年4月1日付けの要綱改正に伴い対象外となります。

本補助事業においては、自宅から通常勤務を行う主たる勤務先までの特急券購入補助となりますので、主たる勤務先以外の区間については、対象外となりますのでご了承ください。

Q12. 通常の勤務先に出勤した後、東京本社等に移動し、そのまま東京本社等から通常の勤務先に戻らず自宅最寄り駅へ直接帰宅した場合はどのような取り扱いになりますか。

A. 往路（自宅最寄り駅から通常の勤務先まで）のみ対象となります。（下記に示す例の場合に添付いただく領収書は、乗車区間が自宅最寄り駅から通常の勤務先である大網駅のものに限ります。）

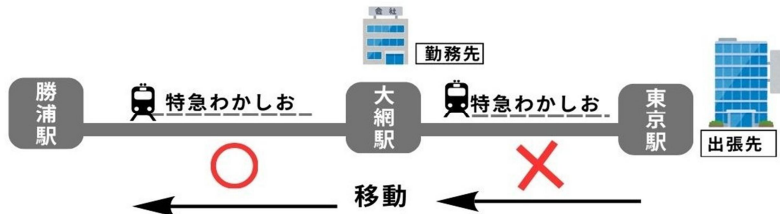
本補助事業は、自宅最寄り駅から通常勤務を行う主たる勤務先までの特急券購入補助となりますので、主たる勤務先以外の大網駅から東京駅区間については、対象外となりますのでご了承ください。



Q13. 自宅最寄り駅から東京本社等に直接出勤した後、東京本社等から通常の勤務先に移動し、通常の勤務先から自宅最寄り駅へ帰宅した場合はどのような取り扱いになりますか。

A. 復路（通常の勤務先から自宅までの特急券購入費）のみ対象となります。（下記に示す例の場合に添付いただく領収書は、乗車区間が通常の勤務先である大網駅から自宅最寄り駅※のものに限ります。）※終着駅が「上総一ノ宮駅」の場合は「上総一ノ宮駅」も可（Q10の事例）

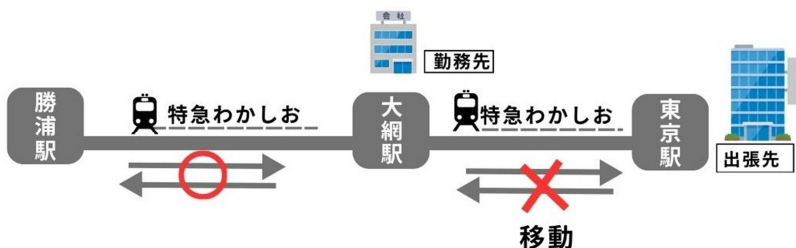
本補助事業は、自宅最寄り駅から通常勤務を行う主たる勤務先までの特急券購入補助となりますので、主たる勤務先以外の東京駅から大網駅区間については、対象外となりますのでご了承ください。



Q14. 自宅最寄り駅から通常の勤務先に出勤した後、東京本社等に移動し、その後、東京本社等から再度通常の勤務先に戻り、通常の勤務先から自宅最寄り駅へ帰宅した場合はどのような取り扱いになりますか。

A. 往復（自宅最寄り駅から通常の勤務先までの往復）のみ対象となります。（下記に示す例の場合に添付いただく領収書は、乗車区間が自宅最寄り駅※から通常の勤務先である大網駅のものに限ります。）※復路の終着駅が「上総一ノ宮駅」の場合は「上総一ノ宮駅」も可（Q10の事例）

本補助事業は、自宅から通常勤務を行う主たる勤務先までの特急券購入補助となりますので、主たる勤務先以外の大網駅から東京駅区間については、対象外となりますのでご了承ください。



Q15.申請書は手書きでなければなりませんか?パソコンで打ち込んでも良いのでしょうか?

A.HP から様式をダウンロードしていただき、パソコン等で入力した申請書でも受付いたします。

Q16.「えきねっと」を利用していますが、領収書はどのように提出すれば良いのでしょうか。

A.「えきねっと」をご利用の場合は、サイト上で「えきねっと ご利用票兼領収書」を乗車する特急の発車時刻以降に発行し、印刷してご提出ください。

Q17.券売機や「みどりの窓口」で発行される領収書の場合、乗車区間の記載がありませんが、問題ないのでしょうか。

A.乗車区間の記載のない領収書の場合には、領収書と併せて利用された特急券をご提出ください。

Q18.市役所の開庁時間に行くことができません、申請書類一式を郵送での提出は可能でしょうか?

A.郵送は可能です。ただし、郵便料はご申請者様でのご負担をお願いします。また、郵送の場合は市役所に到着した日が受付日となりますので、申請期限に余裕を持った発送をお願いいたします。

なお、記載内容に誤り等があった場合は、再提出となりますのでご了承ください。

郵送の場合の送り先は下記になります。

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

企画課 移住・定住支援係 宛て

Q19.市役所の開庁時間に行くことができません、申請書類一式をメールで送付することは可能でしょうか?

A.市としましては、メールによる書類提出については、申請者様の個人情報保護の観点からご提案はいたしかねます。お仕事等の理由により、市役所の開庁時間に間に合わない場合等については、Q18.の郵送をお勧めします。申請者様の自己の判断とはなりますが、メールでの提出をご希望される方は下記により送付し、送付後は移住・定住支援係に電話（直通 0470-62-5095）してください。

申請様式一式を **PDF 形式**にて、ご提出いただいた場合に限り受け付けいたします。

メールでの提出をご希望の場合は、件名を「**勝浦市通勤通学者特急券購入費補助金の申請（〇月分）申請者名**」とし、下記に記載した**メール送付の注意点**を必ずご確認の上、送付してください。

- ・勝浦市通勤通学者特急券購入費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）
- ・特急券乗車明細書（第2号様式）
- ・事業所への勤務等を証する書類（第3号様式）
- ・領収書

上記4点を添付し下記メールアドレスまで送付してください。（添付容量最大：5MB）

送付先 Mail : izyuu-k@city-katsuura.jp

メール送付の注意点

※申請書類には個人情報が含まれます、メールでの提出については必ず自己の判断で行ってください。

※件名は「勝浦市通勤通学者特急券購入費補助金の申請（〇月分）申請者名」とご記入ください。

※提出は全てPDF形式にてご提出ください。

※領収書が多数の場合は可能な限り同一のPDFファイルに結合し、送付をお願いいたします。

※容量等によりメールが複数にわかれる場合は、その旨をメール本文にご記入ください。

※添付容量は5MBまでとなります。

※メール送付後はその旨を移住・定住支援係に電話（直通 0470-62-5095）してください。

※記載内容に誤りや提出物の不足等があった場合は、再度期限内に提出していただくこととなりますのでご了承ください。

Q20.市役所に伺って申請する場合、窓口では書類の確認にどのくらい時間がかかりますか？

書類提出の際には、明細書に記載の内容と添付書類に相違がないか、確認させていただいております。お急ぎのところご迷惑をおかけしますが、確認に要する時間についてご理解のほど、よろしく願いいたします。

また、1か月の乗車数や、複数月をまとめた申請など、状況に応じて所要時間が異なりますので一概には申し上げることができかねます。

お時間がない場合は、郵送やメールでの提出もご検討ください。郵送やメールでの提出をご希望の場合はQ18、Q19をご確認ください。

Q21.銀行への振り込みはどのくらいかかりますか？

A.補助金の交付は、申請を受け付けてから1ヶ月程度で交付いたします。

交付前に振込日と振込金額を記載した通知書を送付いたしますので、ご確認ください。